

項目		機能 確認欄		備考
1. 業務基本事項		A	B	
1-1	偶数月・奇数月の区分けによる隔月検針・隔月調定に対応すること。			
1-2	草津市上水道事業給水条例、草津市公共下水道使用料条例およびその他関連する法令に定める料金計算ができること。			
1-3	共用給水装置の水量計算、消費税率の経過措置のほか、令和10年3月検針分まで実施中の上水道料金10%還元といった、特殊な計算に対応できること。			
1-4	1か月の業務サイクルは、1日から10日が検針、11日から20日が再検針、21日が本調定、25日ごろが納付書発行、調定翌月2日が口座振替日、調定翌月5日が生活保護口座振日、調定翌月22日が納付書納付期限、調定翌月22日が再口座振替日、(納期限内に納付がなければ)翌月の月初が督促状発行、翌々月の月初が催告状発行、複数の調定または催告状発行以降納入がない場合は納付通知書(未納のお知らせ)発行、納付通知書発行後に納入がなければ給水停止予告書発行、給水停止執行通知書を標準としており、このサイクルに対応すること。			
1-5	年度の変わり目は3月調定までが当該年度とすること。			
2. システム前提事項		A	B	備考
2-1	クライアントPC、その他必要機器については、別紙「機器仕様書」のとおりとする。			
2-2	システムの拡張性と将来的なシステムの発展性を鑑み、システムは基本的にWeb方式であること。			
2-3	システムのWebブラウザは、Microsoft EdgeもしくはGoogle Chromeでプラグイン無しで稼働すること。			
2-4	ソフトウェアについては、パッケージソフトを基本とし、仕様を満たすための一部カスタマイズは可能とする。			
2-5	システムは基本的に24時間365日の稼動・運用が可能であること。			
2-6	サーバのOSはWindowsまたはLinux系を使用すること。			
2-7	クライアントの増設に伴うシステムのインストールが容易にできること。			
2-8	水栓数は閉栓中を含めて約39,000件で、今後も増加の見込みがあるため、対応可能であること。なお、一調定あたりの調定数は奇数月約22,000件、偶数月約17,000件程度である。			
2-9	発注者においては、平成21年2月より上下水道料金関連業務について民間事業者に業務委託していることから、委託業務に関し、システムの更新履歴や定例業務の確認等、進行状況や業務結果を確認できる機能があること。			
2-10	「草津市税外収入金の督促、延滞金の徴収および滞納処分に関する条例」に基づき、毎年変更される年利率、一部納付による再計算にも対応した延滞金を算定・請求できること。			
2-11	平成22年2月請求分以降の上水道料金について、督促手数料(1調定につき100円)を廃止したため現在は徴収していないが、平成22年1月請求分以前の督促手数料についてはシステム上で管理する必要があるのに対応すること。また、下水道使用料に係る督促手数料(1調定につき150円※R8.4請求分から150円、それ以前の分は100円)については徴収しているので対応すること。ただし、今後、上水道料金と同様に廃止する可能性もあるため、マスタ変更など簡易的に対応できるパッケージシステムであること。			
2-12	eLTAX(地方税ポータルシステム)による収納を将来的に導入する際に対応可能であること。(対応に要する費用は別途とする)			
3. 使用等に関わるセキュリティ事項		A	B	備考
3-1	検針・滞納整理のデータ収集用携帯端末を含め、本システムの使用にはIDとパスワードによるログインが必要であること。			
3-2	検針・滞納整理のデータ収集用携帯端末を含め、ログインのパスワードはユーザIDごとに設定できること。			
3-3	ログインしたIDごとに使用可能な機能を選択できる使用機能制限の仕組みを有していること。			
3-4	職員の異動によるIDの増設及び再設定が可能であること。			
3-5	データ収集用携帯端末内に保存されたデータのうち、少なくとも個人情報にかかわる項目はすべて暗号化されていること。			
3-6	異動、照会、バッチ処理など、全ての処理において実行したユーザID、処理日時、処理情報(どの画面でどのデータを検索、参照、更新、削除、追加したか等)をログとして保存でき、不正利用を追跡できること。			
3-7	検針・滞納整理のデータ収集用携帯端末はデータ送受信はUSBケーブルなどの有線に対応すること。			
4. システム共通事項		A	B	備考
4-1	バッチ処理による定例業務のスケジューリング、処理日時予約に対応できること。			
4-2	主要帳票の印刷プレビューを表示でき、印刷ページの指定ができること。発注者が指定する帳票については、データ形式による出力が可能であること。			
4-3	お客様に送付するすべての帳票にカスタマーバーコードを印刷すること。			
4-4	入力・更新等の操作が発生する画面において、必須入力項目が明確に確認できるようになっていること。			
4-5	入力・更新等の操作が発生する画面において、必須入力項目未入力や条件入力・選択がされていない状態で、登録・検索等のボタン押下を行った際に、その画面上にエラーメッセージを表示するとともに、エラー対象項目が赤色に表示される等、ユーザーがその状況を確認できること。			
4-6	入力・更新等の操作が発生する画面において、妥当でない入力値により、登録・検索等のボタン押下を行った際に、その画面上にエラーメッセージを表示するとともに、エラー対象項目が赤色に表示される等、ユーザーがその状況を確認できること。			
4-7	住所入力項目において、最新の郵便番号の表示・検索からの入力ができる等、操作が容易となる入力支援機能を有していること。			
4-8	金融機関入力項目において、金融機関コード検索による入力補助機能を有すること。			
5. データ管理にかかわる事項＜運用にかかわる事項＞		A	B	備考
5-1	料金表、料金改定日をデータとして保持し、料金改定が可能なパッケージシステムであること。			
5-2	消費税率、消費税率改定日をデータとして保持し、消費税の改定が可能なパッケージシステムであること。また、経過措置の計算に伴い、旧税率の調定と新税率の調定が混在する検針月については、それぞれの調定件数および金額、対象者が把握できるデータを抽出できること。			
5-3	発注者の職員、検針員、滞納整理員等の登録・修正を容易に行うことができ、登録した者を検索・選択する場合はプルダウン形式で行えること。また、発注者が必要とする帳票に自動的に反映されること。			
5-4	施工業者の登録・修正を容易に行うことができ、登録した業者を検索・選択する場合はプルダウン形式で行えること。また、発注者が必要とする帳票に自動的に反映されること。			
5-5	金融機関情報(銀行・支店)の登録・修正を容易に行うことができ、登録した金融機関を検索・選択する場合はプルダウン形式で行えること。また、発注者が必要とする帳票に自動的に反映されること。			
5-6	水道事業管理者、発注者住所、担当課、電話番号等の登録・修正が簡単にでき、該当情報を印字している帳票に自動的に反映されること。			
5-7	調定、収入、料金更正履歴、検針データ、未納データ、その他現行のシステムに保持している情報は全て保持し、自動的に削除されないようにすること。また、更新した履歴はシステム上に全て保存し、容易に確認ができること。			
5-8	表示画面の印刷および画像のイメージファイルを保存できること。なお、クライアント機器が変更となった場合も対応するものとする。			
5-9	外字に対応していること。			
6. データ管理にかかわる事項＜水栓情報管理＞＜使用者個人情報管理＞		A	B	備考
6-1	水栓情報について、以下の項目を管理できること。 ・水栓所在地情報 ・検針月区分 ・お客様番号(7桁と3桁の枝番号) ・使用者(使用順番を枝番で付与して、当該水栓の使用履歴を管理) ・水栓登録日(使用開始日・中止日) ・上下水道の竣工日・施工業者、設置情報 ・止水栓の情報 ・備考情報(検針時等の注意事項を入力でき、システムを操作する者がその情報を容易に確認できること。) ・用途区分(条例に基づく用途区分の項目を設定する。また、別に水量推計しやすい用途区分の設定が可能であること。) ・メーター口径情報 ・メータの情報(検定満期による交換等の管理を行うことができ、交換履歴、交換理由、交換した業者の情報等を把握できること。) ・メーター位置 ・下水道の情報(汚水量の認定について、定量の固定、調定毎の修正(上水道使用量からの加算・減算)が行えること。)			

項目		機能 確認欄		備考
6-2	廃栓(水栓の撤去)処理ができること。廃栓可能な条件が揃っていないときは処理ができないようになっていること。			
6-3	地番で表示されている水栓所在地の住所について、住居表示が実施された場合に対応できること。			
6-4	各種水栓管理情報の更正ができること。更正項目によっては、更正可能な条件が揃っていないときは、その画面上にエラーメッセージを表示するとともに、エラー対象項目が赤色に表示される等、ユーザーがその状況を確認できること。			
7. データ管理にかかわる事項<調定情報管理>		A	B	備考
7-1	調定履歴一覧を把握することができ、一調定ごとに以下の項目を参照できること。 ・調定年月 ・水量(上水・下水別) ・料金(水道料金、メーター使用料、下水道使用料、消費税) ・督促手数料 ・延滞金 ・合計料金 ・請求日 ・納期限(振替日) ・最新入金日 ・未納額(上水・下水別) ・収納区分			
7-2	上記の調定履歴一覧にて選択した調定について、その各詳細情報(調定状況・収納状況等)を参照・更正あるいは削除できること。			
7-3	調定の料金更正は、メーター口径、水道用途、戸数、認定区分、下水区分、下水用途、上水水量、上水使用月数、下水水量、下水使用月数の各項目にて行えること。また、更正理由も事前にマスタ登録しておき、プルダウンによる選択ができること。			
7-4	料金更正履歴は更正理由・更正内容を登録でき、使用者毎・処理月毎に参照・データの出力ができること。			
8. EUC(End User Computing)にかかわる事項		A	B	備考
8-1	イレギュラーな調査案件に対応するため、Microsoft Excel等を使用して職員が簡単な操作でサーバーのデータベースよりデータを抽出してパソコンに取り込み、編集、印刷、保存等ができる環境を提供すること。(使用者名、使用水量、調定金額、メーター検満日等必要な項目を絞って抽出ができるツール等)			
8-2	上記操作は、職員が誤ってデータベース上を更新・削除しないよう、データベースに照会が行え、更新することができない手法で実現すること。			
8-3	発注者が指定する統計等の内部帳票については、データ形式による出力が可能であること。(データ形式は別途協議)			
9. 使用者等の検索機能にかかわる事項		A	B	備考
9-1	使用者等の検索では通常以下の項目から検索ができること。 ・お客様番号 ・使用者 ・口座名義人カナ氏名※曖昧な検索(スペースを取り除いた検索等)が可能であること。 ・水栓所在町名 ・水栓所在地 ・メーター番号 ・債務者(料金請求先) ・電話番号 ・汚水量の認定対象者 ・検針月区分(偶数・奇数)			
9-2	検索は前方・部分一致検索とし、複数条件を組み合わせて指定して、絞込み検索ができること。			
9-3	最新使用者のみの検索か旧使用者を含めた検索かの指定ができること。			
9-4	複数該当する場合は、該当者一覧で表示し、その中から該当者を選択できること。			
10. 情報照会機能にかかわる事項		A	B	備考
10-1	情報を更新する画面と、照会する画面を別にする事。			
10-2	検索・使用者選択後に表示される最初の画面(以下「主画面」という。)は、使用者からの問い合わせにきめ細かく対応できることを目的とし、下記の内容については、必要最低限の簡易な操作により確認できるものとする。 ・お客様番号 ・メーター番号 ・水栓所在地 ・水栓方書 ・使用者氏名 ・請求先(債務者)の住所・氏名・方書・氏名カナ ・支払方法(口座振替の場合は、口座情報(金融機関情報・口座番号・名義人)) ・電話番号 ・検針月区分(偶数・奇数) ・上水・下水毎の使用開始日・用途、最新指針、事業区分 ・現在の状況(使用中・中止中・停水中・(上下水道)廃止等) ・メーター口径 ・料金算定戸数 ・汚水量の認定区分(減算・加算・認定等) ・施設番号 ・戸数 ・下水開始指針 ・メーター検定情報(検満年月(西暦表示とする)・取替水量・取付日) ・検針備考 ・中止情報(中止日・止水方法・中止理由) ・親子情報(親子区分・親子番号) ・検針地区情報(検針地区・検針担当) ・調定情報(検針日、メーター指示数、上下水道毎の使用量・料金、督促手数料、延滞金、最新収納日、未納額、未納件数、未納に対する現在の状況(例えば、督促状を発送している場合は「督」と表示される等) 併せて、タブ等で画面切り替えを行うことにより各種の詳細な情報を参照できるようにする等、画面を見やすくするよう努めること。			
10-3	主画面においては、滞納がある場合や、検針時・応対時に注意を要する使用者等が一目で判別できるよう、何らかの形で明示する機能があること。			
10-4	DV(ドメスティックバイオレンス)等の被害により支援措置を申出した使用者については、主画面の色が変化したり、検索後に対象者を選択した場合はアラームが表示される等、何らかの形で明示する機能があること。			
10-5	調定情報にかかわる項目を表示している主画面では、当該使用者の未納の合計金額を表示すること。			
10-6	当該水栓の使用者履歴を表示できる画面を用意すること。なお、履歴上の過去の使用者を選択することで現在処理対象の使用者から選択した使用者へ処理対象を切り替えられること。			
10-7	納付書、督促状、催告状、給水停止関係の帳票をいつ発送し、納期限がいつであったか、いつ収納したかを容易に確認できること。			
10-8	サーバーの負担軽減対策が講じられていること。			
10-9	主画面のハードコピーを簡易な操作で印刷できること。			
11. 開栓・閉栓業務および水栓の管理にかかわる機能事項		A	B	備考
11-1	新規に水栓を新設する場合は、新たに採番するお客様番号がすでに存在していないかどうかをチェックする機能があること。			
11-2	開栓の受付時に開栓予約登録ができること。また、予定の削除もできること。			
11-3	実際の開栓までは、開栓予定情報の修正が随時可能であり、開栓届出書の再発行もできること。			
11-4	掃除業者や解体業者等、短期使用者対応として開栓予定登録と同時にその後の閉栓予定登録ができること。			
11-5	開栓中にもかかわらず、次使用者から開栓受付があった場合は注意を促す表示をすること。			
11-6	閉栓の受付時に閉栓予約登録ができること。			

項目		機能 確認欄		備考
11-7	実際の閉栓までは、閉栓予定情報の修正が随時可能であり、閉栓届出書の再発行もできること。			
11-8	開栓・閉栓の予約受付情報が検索可能で、一覧表示できること。			
11-9	開閉栓受付一覧は、その内容をExcelシート等に出力できること。			
11-10	お客様番号を自動採番にすること。			
11-11	「下水事業区分」は上水のみの場合は選択不可にすること。			
11-12	住所によって番地の表示方法を変更すること。（○番地△号or○番△）			
12. 検針業務にかかわる機能事項		A	B	備考
12-1	過去の検針日、指示数、認定水量、チェック内容、検針員などの履歴情報を表示できる画面があること。			
12-2	検針時に出力する検針票のお知らせ（以下「お知らせ票」という。）とは別に、主画面から簡易な操作でのお知らせ票と同程度の情報が表示された帳票（葉書サイズで、使用者に郵送可能なもの、以下「お知らせハガキ」という。）が発行可能であること。（帳票のレイアウト・項目は別途打ち合わせとする。）			
12-3	お知らせハガキについては適格請求書としての要件を満たす帳票とすること。			
12-4	検針時の異常水量等により、再検針等の現場調査が必要な場合があるため、主画面から簡易な操作で現場調査の帳票が発行可能であること。（帳票のレイアウト・項目は別途打ち合わせとする。）			
12-5	検針順路・メーター位置を簡単に変更可能であること。			
12-6	隔月検針（奇数月・偶数月）に対応できること。			
12-7	データ収集用携帯端末にデータをエクスポート（取り出し）/インポート（取り込み）運用ができること。			
12-8	検針地区または検針定例日別で検針予定のデータを抽出・作成し、あらかじめ登録した検針員ごとのデータ収集用携帯端末に振り分けてデータを渡せること。			
12-9	データ収集用携帯端末から検針結果をインポートし、異常水量や無断使用、無断転出等のエラーチェックリストを作成後、調定作成が行えること。エラーチェックリストは異常水量、未検針等の種別ごとに抽出できること。			
12-10	検針済みデータの抽出は、未検針分のみデータ収集用携帯端末にデータをエクスポートできたり等、柔軟な対応が可能であること。			
12-11	検針結果は検針データとして使用者ごとに履歴が管理され、その検針データに基づき調定が作成されること。			
12-12	メーターの取替があった場合は、取替時の指示数を登録することにより、取替時までにご利用していた水量を調定時に自動加算できること。			
12-13	検針データ取込時に、二重取り込みの防止機能などの操作ミス防止対策が施されていること。			
12-14	検針データ取込時に①検針不能②閉栓中指針上がり③漏水の異常に該当するデータを自動で抽出し帳票に出力できること。（帳票のレイアウト・項目は別途打ち合わせとする。）			
12-15	データ収集用携帯端末に入力した備考情報（注意情報）等の情報の全てを、個別帳票および一覧表に出力できること。その際、個別帳票は主画面から出力できること。（帳票のレイアウト・項目は別途打ち合わせとする。）			
12-16	検針の備考情報（注意情報）に40文字以上の文章を入力できること。			
12-17	多量水量一覧表の備考に昨年同月水量が記載されること。			
12-18	水道開栓初回で使用日数が8日未満の場合、料金計算を行わず、検針チェックリストに警告表示すること。			
12-19	下水供用開始初回で下水使用日数が8日未満の場合、料金計算を行わず、検針チェックリストに警告表示すること。			
12-20	月末に翌月分の検針の準備ができるよう、翌月分の検針データを作成できること。			
13. 検針データ収集用携帯端末の機能にかかわる事項		A	B	備考
13-1	データ収集用携帯端末は小型かつ軽量で防水対策など屋外で使用する前提の対応がされていること。			
13-2	電池消耗や故障などの非常時でも直前までのデータを保護する仕組みを用意すること。			
13-3	データ収集用携帯端末の検針システムはログインID、パスワードによりログインしなければ使用できないようになっていること。			
13-4	検針データの検索は、検針月区分、お客様番号、メーター番号など、複数の情報から実施できること。			
13-5	お知らせ票には、以下の内容が印刷されること。 お客様番号、水栓所在地、使用者氏名、メーター口径、メーター番号、用途、検針員名、今回検針日、今回指針、前回指針、メーター交換等の水量、今回使用量、今回使用年月分、今回水道料金、今回下水道使用料、請求予定額、次回口座振替予定日、前回水量、1年前水量、メーター検定満期月、消費税、税率、適格請求書登録番号			
13-6	下水道使用料の算定ができること。算定の根拠となる汚水量については、原則、検針時の上水道使用量と同量とする。ただし、上水道使用量と同量とならない一部の汚水量申告者については、汚水量を検針時に把握できるよう、私設水道メーターの検針に対応できるように別途入力画面を用意しシステム上で管理できること。この場合、検針時に、汚水量の（上水道使用量からの）減算・加算、認定のために読み取った私設メーターの検針指針についてもデータとして保存し、自動で下水道使用料を算定し、お知らせ票に反映できること。			
13-7	口座振替で収納があった場合、検針のお知らせに領収の印字ができること。			
13-8	指示数などの誤入力や異常水量などの場合にはチェック機能が働き、警告音等により警告できること。			
13-9	漏水による異常水量理由等の事故情報をデータ収集用携帯端末に入力して記録できること。			
13-10	検針作業前に検針日を確認・変更できること。			
13-11	前回、前々回、昨年同月などの過去水量を確認できること。			
13-12	メーター回帰、メーター逆進行の検針に対応でき、データ取込時にチェックリストに出力されること。			
13-13	データ収集用携帯端末からメーター位置の確認・修正が可能であること。修正した情報はシステム側へ反映できること。			
13-14	開栓初回で使用日数が8日未満の場合、料金計算を行わず、データ収集用携帯端末画面に警告表示すること。			
13-15	下水道の供用開始初回で使用日数が8日未満の場合、下水料金計算を行わない。			
13-16	お知らせ票の印刷文字体はパソコンと同じ表示とし、外字に対応していること。（データ収集用携帯端末標準の文字を使わない）			
13-17	お知らせ票をオーバーレイ印刷にすること。			
13-18	お知らせ票には、現在、上水道料金10%還元の内容を表示しているが、広報を行うことを目的として、表示内容を変更できるシステムであること。			
13-19	検針の備考情報（注意情報）に入力があるものは、警告が拡大表示されるか、警告音が鳴ること。			
13-20	前回検針の使用水量と今回検針の使用水量に1.5倍の増減の差があれば異常水量としてエラーが出ること。			
13-21	初回検針で水量が50㎡以上であれば異常水量としてエラーが出ること。			
13-22	同水量が3期以上連続であれば異常水量としてエラーが出ること。			
13-23	異常水量時等において、データ収集用携帯端末に事前に登録した定型文を選択し、検針のお知らせ票にコメントが印字されること。			
13-24	適格請求書の要件を満たすため、お知らせ票を発行した履歴をシステム上にデータ保存すること			
14. 調定機能にかかわる事項		A	B	備考
14-1	検針データに基づき、水量の修正等を加味して調定データを作成できること。			
14-2	検針不可能な場合に備えて、認定水量登録が可能であること。また、認定理由が入力できること。			
14-3	調定計上誤り、計上漏れなどに対応できるように、個別水量による調定を計上できる仕組みがあること。			
14-4	今回対象となる調定分の検針をすべて終えた後、一括して調定を計上する仕組みがあること。計上後の調定について、帳票（帳票のレイアウト・項目は別途打ち合わせとする）が出力できること。			
14-5	検針漏れ、異常水量（前回検針の使用水量と今回検針の使用水量に1.5倍の増減の差があった場合）などの調定エラーチェックリストを出力できること。（帳票のレイアウト・項目は別途打ち合わせとする。）			
14-6	親子メータ（合算）で生じた差水については、発注者の規定等に従い差水量計算ができるとともに、差水量を調査するリストが作成できること。（帳票のレイアウト・項目は別途打ち合わせとする。）			
14-7	集合住宅等で戸別検針しないものについては、戸数割で料金計算ができること。（集合住宅において、メーター1個による水道料金を計算する場合、水量は各戸均等して使用しているものとして計算し、管理会社等に納入通知書等を送付する対応を行っている。）			
14-8	その他草津市の条例に基づき、料金計算できること。			
14-9	前回検針月と比較した使用水量の○倍以上リストを作成できること。（帳票のレイアウト・項目は別途打ち合わせとする。）			

項目		機能 確認欄		備考
14-10	上水道・下水道毎に用途別・口径別・事業別の統計表を作成できること。また、そのデータを容易に出力できること。（帳票のレイアウト・項目は別途打ち合わせとする。）			
14-11	上水道・下水道毎の使用水量の統計票を作成できること。また、そのデータを容易に出力できること。（帳票のレイアウト・項目は別途打ち合わせとする。）			
14-12	上水道・下水道毎の使用水量の上位使用者の統計表を作成できること。また、そのデータを容易に出力できること。（帳票のレイアウト・項目は別途打ち合わせとする。）			
14-13	オンラインの調定作成は、開栓初回で使用日数が8日未満でも料金計算を行うこと。			
14-14	オンラインの調定作成は、下水供用開始で使用日数が8日未満でも下水道料金計算を行うこと。			
14-15	使用日数8日未満で料金計算を行わなかった場合に、月次帳票で一覧を作成すること。（帳票のレイアウト・項目は別途打ち合わせとする。）			
14-16	漏水による減額処理が行えること。また、画面上で減額前後及び差引の水量・調定金額を確認でき、「漏水減免決議書」、「漏水減免通知書」、「調定変更書」を出力可能であること。			
14-17	漏水減免通知書については適格返還請求書としての要件を満たす帳票とすること。			
15. 請求業務にかかわる機能事項		A	B	備考
15-1	個別に納付書を発行できる画面があること。発行方法は、各調定ごとの不足額（満額）納付書（別途督促手数料、延滞金を指定できること）、請求額を指定しての一部入金用の納付書の両方に対応できること。なお、複数の調定を選択し、請求額を指定して納付書を発行する場合は、選択内の最も新しい調定から消込を行うことができるように対応すること。			
15-2	納入通知書等のレイアウトの詳細については別途協議するものとする。はがきサイズで出力するものは、圧着器を利用して圧着し、内容が外部から見えない形で送付できること。なお、現在、納入通知書等には上水道料金10％還元の内容を表示しているが、広報を行うことを目的として、表示内容を変更できるシステムであること。			
15-3	請求処理は納付制（金融機関での納付・コンビニエンスストアでの納付・電子決済）、口座振替制について対応していること。なお、口座振替制については生活保護対象者の口座振替と、一般使用者の口座振替を個別に処理できること。			
15-4	納付書等には、EAN128バーコード、カスタマーバーコードが印字されること。			
15-5	コンビニ収納上限額設定はプロパティ化されていること。なお、コンビニ収納上限額以上の請求をする納付書についてはEAN128バーコードを印字せず、上限額を超えている旨を印字できること。			
15-6	納付書納期限、督促状納期限、催告状納期限、口座振替日、生活保護口振日、再口座振替日の基準日を設定できること。			
15-7	納入通知書の印刷から送付までの間に入金等があった調定について、引抜きリストが作成できること。			
15-8	納入通知書や口座請求データ作成時に、請求から除外する必要のある調定については、請求対象外として別途リストを作成できること。			
15-9	複数水栓所有者や当市関係機関等は名寄番号で名寄して納付書が出力できること。			
15-10	納入通知書の再発行については、未納状態にあるものを一覧表示し、一覧から選択（複数選択も可）し、再発行できること。また、口座振替登録者であっても未納状態であれば納入通知書を作成できること。			
15-11	口座振替請求については、請求データを作成後に、別途委託先（取りまとめ金融機関）へ一括してデータ伝送し、委託先が各金融機関へ請求データを分配しているので、振替後は委託先が取りまとめた各金融機関の結果データを受信後、消し込みを行うので、この運用に対応できること。			
15-12	口座振替データ作成時に、振替を依頼する金融機関ごとの件数と金額を集計し、振替依頼件数集計表等の必要帳票が作成できること。			
15-13	納入通知書及び口座振替依頼データの再作成・再発行についても対応できること。			
15-14	定例口座振替日、再口座振替日、生活保護口振日以外の日においても、個別で口座振替依頼データの作成が行えること。			
15-15	1回目の定例口座振替日に残高不足等の理由で引落としてできなかった場合、同月22日に1回のみ再振替を行うことから、再振替対象者に口座再振替の通知を作成できること。なお、通知書については、圧着器により圧着して外部から内容が見えない形で送付できること。併せて、現在、再振替通知には上水道料金10％還元の内容を表示しているが、広報を行うことを目的として、表示内容を変更できるシステムであること。			
15-16	コンビニ支払や、口座振替などで、お客様支払（振替）日と発注者口座への入金日に差があることを考慮して、引落日（納入日）と収納日を管理できること。			
15-17	オンライン請求画面に、日付の関連エラーチェックを入れること。			
15-18	納付書をオーバーレイ印刷にすること。			
15-19	不納欠損済みの調定に対するオンライン納付書発行をできないようにすること。			
15-20	指定された年月の生活保護対象者の調定情報を画面に一覧表示し、使用者別に振替金額を設定後、通常の口座振替依頼データの作成とは別で生活保護口座振替データが作成される機能を有すること。また、生活保護振替対象者に発送する「口座振替のお知らせ」が出力できること。（画面及び帳票のレイアウト・項目は別途打ち合わせとする。）			
16. 収納業務にかかわる機能事項		A	B	備考
16-1	入金、還付など収入の履歴が参照できる画面を有すること。履歴情報として、引落日（納入日）と収納日、入金額、収入区分（納付（コンビニ）・口座振替）など詳細情報も確認できること。また、指定日の上下水道の入金に係る日計票を発行でき、データ出力にも対応していること。（帳票のレイアウト・項目は別途打ち合わせとする。）			
16-2	収入消込を行った結果は、即時に反映され画面から確認できること。			
16-3	入金履歴については、その内容をExcelシート等に簡易な操作で出力できること。			
16-4	料金の更正、二重納付等により、過誤納金が生じた場合は、還付もしくは充当処理ができる機能を有すること。また、処理を誤った場合は取消しができること。			
16-5	充当処理については、原則本料のみを対象とする。また、上水→上水、下水→下水のみでなく、上水→下水、下水→上水というように、上下をまたいで充当できること。			
16-6	還付、充当の履歴画面で、収入日、更正理由、調定金額、収入金額、過誤納金額などが確認できること。			
16-7	システム上で還付および充当の状態が確認できること。			
16-8	充当については、充当元・充当先の調定の確認ができること。また、当月に行った還付充当の状況一覧表の帳票が出力でき、容易にデータに出力ができること。（帳票については、別途協議するものとする。）			
16-9	納付書データについて、OCRでの読み取りにより消込処理ができること。			
16-10	口座振替の入金データについては、引落日（納入日）と収納日を別々に管理できること。			
16-11	口座振替のデータ取込時に、二重取り込みの防止機能などの操作ミス防止対策が施されていること。			
16-12	口座振替による消し込み時に、二重入金、金額不一致、口座不一致などのチェックを行いチェックリストを出力すること。			
16-13	金融機関からの口座振替データ返却後、金融機関ごとの振替依頼件数、金額および引落件数、金額等を集計した振替結果集計表の発行ができること。			
16-14	口座振替による消し込み時に、振替不能者についてその明細リストを出力すること。また、再振替時に確実に引き落としができるように、口座振替不能（再振替案内）通知はがきを出力すること。			
16-15	振替できなかった場合、オンライン画面上で振替不能理由が確認できること。			
16-16	コンビニ収納について、容易に操作可能で、受信件数のチェックや二重受信時の警告など操作ミス対策が施されていること。			
16-17	コンビニからの速報データを受信後、結果が仮入金として即時反映され、二重請求などを防ぐ機能があること。			
16-18	コンビニ収納による消し込み時に、二重入金、金額不一致、重複データエラーなどのチェックを行いチェックリストを出力すること。			
16-19	コンビニ収納代行業者が変更になった際、業者との打ち合わせ、テスト通信作業、稼動時の立会いを行うこと。			
16-20	収納内入れの処理時に、上水、下水ごとに時効予定日（上水：2年・下水5年）を更新すること。ただし、2020年4月1日以降の契約水栓については、上水、下水ごとに時効予定日（上水：5年・下水5年）を更新すること。			
16-21	水栓が所在する住所（〇〇町）の住所コードごとに集金員を一括指定できること。			
16-22	督促手数料の内入れをできない仕様とすること。			

項目		機能 確認欄		備考
17. メーター取替業務に係わる機能事項		A	B	備考 備考
17-1	メーター管理項目は、以下の項目で管理できること。 ・口径 ・メーター番号 ・取付日 ・検満年月 ・メーター製造業者 ・取替業者 ・取替(撤去)理由 ・取付指示数 ・引上指示数 ・取替水量			
17-2	メーターの検定満期年月日を基に交換すべきメーターの一覧表及びメーター交換指示票を一括して作成できること(帳票については、別途協議するものとする。)			
17-3	検定満期取替対象者を抽出し、該当者にお知らせのはがきを作成できること。また、このはがきにはカスタマーバーコードが印字されること。			
17-4	メーター交換対象データは、必要情報(交換年月、検満年月、検針区分等)を登録し、その結果を取り込んでバッチ一括処理するなど、一括更新可能な手法であるもの。			
17-5	メーター交換時の取り外し指針を入力することにより、交換時の水量を算定できること。			
17-6	メーター交換のデータについては、OCRによりシステムに取り込むものとする。取り込み後、異常水量やメーター番号の重複(同一処理内の同一番号を含む)、メーター番号が数字の登録にもかかわらず英字を読み込んだ等のエラーについて、リスト作成ができること。(エラーリストはデータが破棄されているものと、作成されているものに分けて出力すること。帳票のレイアウト・項目は別途打ち合わせとする。)			
17-7	メーター交換対象の利用者について、次回、通常の検針を行った場合、検針水量に交換時の水量を加算して料金計算ができること。			
17-8	水栓ごとのメーター取替画面から口径変更、検満、破損などによる取替入力ができること。			
17-9	誤って取替更新した場合に取消または修正が行えること。			
17-10	メーター登録時(メーター番号変更時)、既存メーター番号との重複チェックを行うことができること。この場合、警告のみの表示で続行が可能であること。また、エラーリストを発行できること。(エラーリストはデータが破棄されているものと、データ作成されているものに分けて出力すること。帳票のレイアウト・項目は別途打ち合わせとする。)			
17-11	メーター取替作成処理において、作成される帳票を検針区分ごとに出力するようにすること。また、帳票の内容は検針順路順でソートをかけること。(帳票のレイアウト・項目は別途打ち合わせとする。)			
17-12	メーター交換対象者を抽出後、一括で取替業者を設定可能な画面を有すること。なお、業者別の振分件数は任意で変更可能であること。また、当画面から「検定満期取替票」及び「検定満期お知らせはがき」が出力できること。(画面及び帳票のレイアウト・項目は別途打ち合わせとする。)			
18. 滞納整理業務にかかわる事項<滞納整理管理項目>		A	B	備考
18-1	システムの滞納整理業務について以下の項目を管理できること。 ・滞納整理担当者 ・滞納者に係る未納情報 ・収納方法に係る情報 ・利用状態(使用中・中止中・廃止等) ・給水停止関連情報・調定ごとの滞納状況各種情報(収納済調定も含む) ・交渉経過記録各種情報			
18-2	交渉経過記録については以下の項目を管理できること。 ・交渉日、交渉予定日 ・交渉内容 ・交渉対応者 ・交渉結果 ・各種帳票発行状況(督促状、停水予告書発行等)			
19. 滞納整理業務にかかわる事項<機能項目>		A	B	備考
19-1	滞納者ごとの滞納調定を表示する画面があること。各調定ごとに発行した帳票の履歴、発送日、納期限、調定状況を管理できること。現時点での滞納調定の件数、金額を表示でき、どの程度回収が進んでいるかを確認できること。			
19-2	滞納者毎の全調定の状況を表示する画面と、全収入の状況を表示する画面があり、詳細な支払状況を確認できること。			
19-3	滞納者毎の経過記録の一覧を表示できる画面があり、簡易に出力できること。(帳票については、別途協議するものとする。)			
19-4	一滞納調定ごとに、下水道使用料について督促手数料を加算できること。			
19-5	督促手数料が加算された調定について、督促手数料を請求しないようにもできること。			
19-6	給水停止予告通知書、給水停止執行通知書を発行・再発行することが可能であること。			
19-7	督促状は納付書と兼用の草津市指定の圧着用紙を使用できること。(帳票については、別途協議するものとする。)			
19-8	督促状の納期限を過ぎても未納である場合、催告状が発行できること。催告状の発行以降、未納調定が2つ以上存在する使用者の場合、納入通知書として滞納額をまとめて発行できること。			
19-9	督促状、催告状の発行一覧が出力できること。			
19-10	督促状等の印刷から送付までの間に入金等があった調定について、抜き取りのリストが作成できること。			
19-11	督促状等の印刷時点で、請求から除外する必要のある調定については請求対象外とし、対象外リストが作成できること。また、使用者ごとに「請求しない」「督促状以降請求しない」「催告状以降請求しない」等の区分を登録でき、発行対象から除外できること。			
19-12	滞納者に対する交渉経過記録を登録、修正、削除する画面があること。さらに、各交渉経過記録には次回交渉予定日、交渉結果も入力できること。なお、次回交渉予定日のデータを基に、当日の来庁約束、訪問約束を確認できる利用者一覧表をデータ出力できること。			
19-13	使用者が給水停止中である場合主画面上で確認ができること。			
19-14	分納計画を登録可能であること。			
19-15	分納計画は、納付回数指定・納付金額指定により作成可能であること。			
19-16	分納誓約は不履行となることが多いことから、分納計画の取り消し・再計画ができること。			
19-17	調定一覧表示画面では、分納の対象となっている調定がどれであるか明示できること。			
19-18	分納計画に則った分納誓約書、分納納付書を発行できること。また該当納付書にはEAN128バーコード、カスタマーバーコードが印字されること。			
19-19	分納納付書での支払や、滞納整理データ収集用携帯端末での集金活動による入金があった場合は、履行状況(金額、納期限、入金日など)が反映されること。			
19-20	分納対象者の一覧を出力できること。			
19-21	時効による不納欠損処理では、欠損対象とする調定を調定単位(上下水道別)で指定できること。			
19-22	実際の欠損処理が実施される前に、欠損処理される調定等の一覧情報(不納欠損予定者リスト)を出力できること。(帳票については、別途協議するものとする。)			
19-23	不納欠損実施後においても、欠損処理登録を取り消すことができること。			
19-24	各調定毎(上下水道別)に、不納欠損日を管理できること。			
19-25	実際の不納欠損実施時に、欠損された不納欠損処分リストを出力できること。(帳票については、別途協議するものとする。)			
19-26	停水予告通知書の出力時に、対象者を個別追加できるようにすること。			
19-27	督促状は分納誓約中であっても出力できること。			

項目		機能 確認欄		備考
19-28	上下水道別に消滅時効を管理できること。なお、消滅時効の中断日は、当初の納期限日、督促状発行日(到達日)、対象調定に一部入金があった日、対象調定の分納誓約取得日とする等、別途協議のうえ発注者が指定する管理ができること。ただし、今後、民法が改正された場合には、消滅時効の期間、起算日が変更となる場合もあるため、経過措置期間も含めて対応できること。			
19-29	催告状は督促状未発行の場合は出力しないこと。			
19-30	催告状は分納誓約中でも出力できること。			
19-31	催告状は直近1期のみが未納である場合は納付書(督促状)と同様の葉書形式のものとする。複数の調定または催告状を発行してもなお納付がない場合は、納付通知書(未納のお知らせ:A4用紙)で出力すること。			
19-32	納付通知書(未納のお知らせ)は随時発行することができ、表示する滞納調定は(上水・下水毎に)選択可能であること。			
19-33	停水予告書は分納誓約中でも出力できること。			
19-34	停水通知書の一覧を作成すること。			
19-35	欠損処理時の集計リストで時効区分別の集計ができること。			
19-36	分納誓約計画時に督促手数料を配慮した仕組みにすること。			
20. 滞納整理データ収集用携帯端末の機能にかかわる事項		A	B	備考
20-1	滞納整理業務はデータ収集用携帯端末でも処理できるシステムとすること。			
20-2	滞納整理業務に使用するデータ収集用携帯端末の性能等については、検針用データ収集用携帯端末と同等のものであること。			
20-3	訪問集金時に、納付書の発行・領収書を発行できること。発行方法は、各調定ごとの不足額満額納付書(督促手数料、延滞金を指定できること)、請求額を指定しての一部入金用の納付書の両方に対応できること。なお、複数の調定を選択し、請求額を指定して納付書を発行する場合は、選択内の最も新しい調定から消込を行うことができるように対応すること。			
20-4	領収の取り消し処理ができること。			
20-5	領収取り消し処理や領収書を再発行した回数が、データを登録したときに確認できる仕組を有すること。			
20-6	訪問時の結果や、次回予定などの経過記録をデータ収集用携帯端末上で入力できること。また、入力された交渉経過記録は、データ登録後、オンラインシステム側にも反映できること。			
20-7	対象者データをお客様番号、メーター番号、氏名等で簡易に検索できること。			
20-8	訪問データ取込時に、二重取り込みの防止機能などの操作ミス防止対策が施されていること。			
20-9	データ収集用携帯端末で使用者の情報表示時、分納誓約中かどうか判別できる表示をすること。			
20-10	使用者特有の情報をデータ収集用携帯端末の画面に表示させること。			
20-11	滞納データ収集用携帯端末で領収書を印刷時、その使用者の全調定の未納額を印字すること。			
20-12	滞納データ収集用携帯端末で督促手数料が内入れができない仕様とすること。			
20-13	複数台の滞納データ収集用携帯端末に同じデータを作成できないようにすること。			
20-14	外字に対応していること(データ収集用携帯端末標準の文字体を使わない。)			
20-15	領収書をオーバーレイ印刷にすること。			
21. 下水道業務に係わる機能項目		A	B	備考
21-1	下水供用開始登録画面が独立しており、滞納情報等の不要な情報を閲覧することなく、下水道担当者が下水開始登録を行えること。			
21-2	下水供用開始情報として、供用開始日、開始指示数、下水竣工日などを管理できること。			
21-3	下水の用途を上水と別に管理できること。			
21-4	汚水量申告に伴う加算・減算・認定水量を管理することができること。			
21-5	井戸のみを使用している場合など、下水のみの使用者も管理(お客様番号を付与)できること。			
21-6	各帳票について、下水施設別の帳票を出力できるようにすること。			
22. 給水工事受付システムに係わる事項		A	B	備考
22-1	上下水道料金システムのサブシステム(上下水道料金システム内に給水工事受付システムを組み込むもの)とし、現行システムの基本的な内容(申請受付、納付書発行、収納、帳票発行等)を簡易な操作で行うことができることとする。			
22-2	給水受付情報の登録・修正・削除を行えること。			
22-3	設計審査・竣工検査手数料および口径に応じた新設負担金の計算が可能であること。			
22-4	給水受付情報画面から適格請求書として要件を満たす納付書の印刷・プレビュー表示を行えること。(帳票については、別途協議するものとする。)			
22-5	収納情報の登録・修正・削除を行えること。			
22-6	給水申請件数表の印刷・プレビュー表示を行えること。(帳票については、別途協議するものとする。)			
22-7	給水申請受付台帳の印刷・プレビュー表示を行えること。(帳票については、別途協議するものとする。)			
22-8	収納簿の印刷・プレビュー表示を行えること。(帳票については、別途協議するものとする。)			
22-9	未納リストの印刷・プレビュー表示を行えること。(帳票については、別途協議するものとする。)			
22-10	現行システムの給水受付データを漏れなく移行すること。			